

第6回子ども家庭福祉人材の専門性確保WGにおける構成員の主な意見

区 分	主な意見
<p>1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（1）</p>	<p>（関係団体との質疑応答）</p> <p>○児童相談所業務と児童家庭相談を市が一体的にやる中でトラブルや難しさはあるか。 →例えば職権一時保護もその場で対応し、その後の保護者との関係構築も同じ担当者が対応している。保護者は職権一時保護について市がしっかりと説明する中で、ある程度理解してくれる。それは地域の特性もあると個人的には思っている。</p> <p>○里親の登録や認定は市が独自にやるのか。 →里親の養成研修、基礎研修も全て市が実施して、里親の登録も市が行っている。</p> <p>○市の中で児童相談と一時保護を行っているが、同一市内に一時保護所があることで、セキュリティの問題や保護者が一時保護所に行きついてしまうことがないか。 →職権一時保護した場合、保護者には安全な場所で預かっているとしか伝えない。セキュリティについては防犯カメラやドアロック、緊急時の110番通報で対応している。</p> <p>○同一学区の児童が一緒に保護されたときは配慮しているか。 →例えば虞犯行為を行った同一学区の児童を保護した場合は県の一時保護所とも協議する。たまたま同じ学区の児童を保護した場合は、つながりがわからないので分けられない。ただ一時保護する場合、全ての児童に対して保護所の誓約として、みんな何か考えることを持ってきているということを説明をした上で、自分がなぜここに来たかを説明する必要はないと伝えてはいる。</p> <p>○ケース移管の際のケース記録の受け渡し方について。 →ケースファイルの原本は市が持っている。県がそのコピーを持っているのかは未確認。</p> <p>○県の中央児童相談所の管内の一市のとときの相談件数と市が単独で児童相談所を持った後の相談件数は何割ぐらい増えたか。 →単独設置することによってそんなに大きく増えたということはない。県内人口のうちの半分が金沢市なので全県の大体半分ぐらいが金沢市の方である。平成18年の時はいきなりどんと来ているので、開設当初の職員の対応は想像を絶するものがあつたのではないかと</p>

区 分

主な意見

1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（2）

- 金沢市の場合は家庭児童相談の部門等から要対協等まで同じ児童相談所で管轄しているが、トータルでも相談件数は増えていないと理解していいか。
→児童相談業務は18年からやっているが、それまでの子育て支援サービスは、市役所の本庁の部署でやっていたので件数は全然変わらない。
- 金沢市は教育機関と併設の形だが、例えば保健所、福祉事務所との合築とか同一組織というような形態のメリットもあったと思う。
→コンセプト的に子どもに関しては福祉と教育の連携が重要だということがあった。福祉健康センター等との同一組織ということも議論としてはあるが、建物が一緒であればいいかということ、そうではない。連携というのは、隣に事務所があるということではなくて、事務の運用の実態として協力・連携が十分図られているということである。
- 心理職や児童福祉司の採用区分は行政職か。
→心理は事務（心理）、児童福祉司も事務（福祉）という形です。
- 一般行政職での採用ということで何年かで異動して、もう一度戻ってきてもらうということだが、例えば子どもに関係のない部署への異動はあるか、また児童相談所が大変過ぎて戻ることを希望しない職員はいないか。
→子どもに関係しない部署への異動も十分あり得る。児相に戻りたくないという職員はいないとは言えない。ただ、まだ児相を経験していない職務経験者で、児相に行ってみたいという意見はある。
- 一時保護所の職員は非行の子どもやケアが必要な子どもを預かるが、職員の専門性の確保についてはどうしているか。
→一時保護所の職員のうち保育士は、ある程度経験を持った主査級の方を配属している。児童指導員は児童指導員として任命できる学部歴を持っている方で、かつ福祉事務所での相談業務履歴がある方を配属している。専門性については保育士の力量や毎週のケース会議の中で知識と技術を深めてもらっている。
- 一時保護所は24時間365日勤務の職場という意味で、希望する方がどれだけいるか。
→24時間365日の変則勤務なので、保護所指導員をやりたいという職員は確かにいないが、人事異動で配属されれば一生懸命やってもらっている。

1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（3）

- 児童相談所開設以来、28条案件が2件あるのみで新規はないとのことだが現状はいかがか。
→状況は変わっておらず、新規での28条申し立てもない。
- 金沢市で児童相談所を持ってケース数で大きな変化はないとのことだが、ネグレクトなどは市町村が長く持たないといけない。児童相談所は比較的短期で危ないケースにかかわって、また市町村に戻すという役割分担をしていたが、要保護児童について金沢市が児童相談所を持った時に変化があったか。
→ネグレクトについても継続して対応している。児相を設置した後の件数も大きな変化はない。虐待の中でもネグレクトは終結の判断がしにくいので、どうしても対応は複数年になる。
- 就学後の発達の相談や問題行動といった相談はどこが担っているのか。
→発達障害の子については研修相談センターで対応している。そこにも臨床心理士や親対応の職員がいて、保護者、親子での相談を受けている。学校生活の中で気になる子どもがいると学校長から教育委員会に相談が入り対応することになるし、児童相談所にも入ってくる場合がある。教育相談と児童相談との線引きはできないので、入ったところが受けるという形にならざるを得ない。不登校については、学校が家庭訪問をしたり、教育委員会の非常勤職員が顔の見えない子どもをメインに対応している。
- 専門職採用について事務（社会福祉）に当たっては、現に社会福祉士の資格を有している方とあるが、基本的には福祉人材を採用しているということか。
→事務（社会福祉）はそうです。多分、2段階でやって、民間経験5年以上の経験者という枠での職務経験採用試験もやっている。もう一つは、普通の一般行政職の事務採用とあわせて、事務（社会福祉）という採用枠もある。あくまでも採用は事務で採用されているので行き先は福祉だけではない。

1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（4）

（中核市・特別区における設置及び児童相談所業務のあり方について）

- 金沢市と葛飾区は人口規模がほぼ同じで、児童人口は金沢市の方が1万人ほど多い。全相談件数は葛飾区が金沢市の2倍ほどとなっており、28条案件は金沢市の2件に対し葛飾区は29件である。このように同じような人口規模の自治体でも社会的背景は全く異なる。
- 中核市・特別区に児童相談所を設置するに当たっては、都道府県の児童相談所が抱えている課題を明らかにした上で中核市・特別区の持つ強みを生かした新たな児童相談所のあり方を示すことが必要である。
- 児童相談所の現状の課題を踏まえた上で、中核市・特別区としての組織、人材の確保・育成等の制度設計を行う必要がある。優先して設置すべき自治体については、社会的必要性や自治体の特性、設置可能な要件、永続的安定的に児童相談所を運営できるか、社会的養護の運営支援が可能か等について、都道府県に一定の基準を示すことが必要と考える。
- 首都圏が抱えている問題は児童虐待の案件が非常に多いこと。保護者と対峙せざるを得ない案件が多い中では、中核市・特別区の強みを生かしつつ、児童相談所は児童虐待と非行、法的対応の案件に集中して対応していく体制をとっていくことが必要。
- 療育手帳の判定に関しては、既に制度やサービスが中核市・特別区においている。障害福祉分野との組織統合、建物の合築、兼務発令等がなされているところも多い。このように一体的かつ効果的な執行体制の構築で障害児支援が充実するのではないかと。
- 保健所・保健センターで母子保健活動として実質的な児童虐待対応を担ってきた保健師は中核市・特別区の児童相談所で児童福祉司として活躍できる専門性もっており、精神的疾患を持たれた親御さんへの対応等についても実績として生かしていけるのではないかと。
- 同じ市の中に児童相談所と市区町村子ども総合支援拠点の両方を設置することによって、ハードな役割とソフトな役割を分けていく必要があるのではないかと。
- 中核市・特別区が子ども家庭に係る情報を集約するシステムを構築することで一体的なトリアージを行い、重いケースとそうでないケースを入り口の段階から振り分けることで、児童相談所が児童虐待や困難事例の対応に集中できる体制をつくる必要がある。
- 児童福祉について市町村は支援的な役割になっている。特に基礎自治体としては、児童相談所の一時保護や立ち入り調査という緊急的介入的対応とは異なり、寄り添いながら予防的な支援と重症化防止を目的としている。

1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（5）

- 平成17年以降、市町村と児童相談所とは役割を分けてきたが、通告元について、児童相談所で最も多いのは警察、次いで市民からであり、市町村は子どもの所属機関からが最も多くなっており、身近な機関として関係機関からの通告先になっている。
- 所属機関からの通告は家族の状況がわかった上の通告であり、虐待が早期からわかる。
- 関係機関は通告という言葉をなかなか使わず、相談という形が多いので189の一元化は難しく、相談を受けた後、これは通告しようと、市区町村から強く学校等を促さないといけないケースもある。その意味では、地域支援をしっかりとやっていくための支援やサービスの開発・充実と、この支援をしっかりとできる体制の強化が必須になる。
- 児童相談所の現状として、都道府県として児童相談所と基礎自治体の支援的役割を両方やっているところと、市町村の支援的役割と児童相談所の強い役割という2つの役割でやっている2つのパターンになっている。
- 近畿圏では支援をしながらやっている中核市の役割と、緊急的介入的に入るという児童相談所という役割ができ上がっているので、近畿圏中核市連携会議では2つの役割を分けてやっていくことが必要だという意見が多くあった。
- 課題としては一時保護所など新たな施設の設置の困難性がある。
- 家庭児童相談と児童相談所との役割分担については、今まで分かれてきた児童相談所と市区町村の役割に市民の理解をしっかりと得ることが重要。
- 中核市における児童相談所のあり方を今後検討しながら、これまでの児童相談所ではないところを考え、児童相談所の役割、協働ということを進めたい。
- 児童相談の状況は県によって違う。ケースの支援の範囲は中規模県はネグレクトから市町で、静岡県の場合、ネグレクトなど比較的長いところは県の児童相談所が持って、状況が安定した後に市町に渡すというのもあるので、その辺は全国的には違う状況がある。
- 住基は市で持っているが県では住基情報を見られない。だから、もし持てるようになったら県児相がどういうふうな機能を発揮できるかというのは言いたい。
- 中核市・特別区との関係については、二重構造ではなくて階層構造という考え方もメリットとしてある。例えば県との資源の持ち合いや、一時保護委託を施設にかけることも、里親を使うことも、県の一時保護所を使うことも可能ということも含めて、中核市・特別区とも県が連携していけるかもしれない。
- 中核市・特別区の児童相談所にあっては、県に相談できる、県に移管できるといった段階的な、階層的なケースの持ち合いができれば、負担は少なくなるのではないかと。

1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（6）

- 関西では職権保護の場合、保護者からの暴言・暴力、一時保護所で暴れるといった報告もあり本当に対峙的になる。都市部とそうではないところ、都道府県に1つしかない中核市と複数あるところなど、地域性がある。
- 同じ人口規模であってもワンストップでうまくいっているところもあれば、かなり対立構造になっているところもあり、全国的に非常に差が激しい。
- 相談件数が首都圏と地方都市では桁違いになっているなど、それぞれの自治体の特性をある程度加味しないと、児童相談所のあるべき姿や児童相談所としての役割分担、あるいは市町村の支援拠点ということは語れない。
- 全てを同一自治体が管轄しているという金沢市のメリットは児童相談所運営指針に必ずしも反映していない。金沢市のイメージで今の児童相談所運営指針は使いづらいか。中核市で児童相談所を設置した場合、基礎自治体と兼ねている部分は抜き出して書くべきか。
→現状の運営指針について、要は県と市は並列ということなので、ケース移管の考え方や対応の仕方について、相手方の児相と協議したり、保護者に説明したりする際の根拠としているので特段支障を来すことはない。
- 地域の共生社会ということ考えたときに、家族の構造的な問題として、児童虐待とあわせて障害者虐待や高齢者虐待があり、児童相談所と他の市町村の福祉事務所等と連携して対応すべきケースが上がってきた場合、市として対応システムについてどう考えているか。
→高齢者でも障害でも、それぞれの家族を構成しているところが関わっている相談機関や行政機関が必ずあり、情報収集が簡単にできるので、市を挙げて対応する組織が作れる。この件について、児相に情報が入ってきた場合、必要であれば児相が中心的役割を担う。
- 東京都の23区の場合、児童相談所の支援部門は子ども家庭支援センターにお願いして、児童相談所は介入や措置に特化された形がよい。
- 児童相談所として雇った人材を子ども家庭支援センターで活用するなど、人材の行き来があるという中間的なところをつくるような柔軟性が認められるかどうか。
- 2層構造にすることによって、児童相談所と子ども家庭支援センター、支援拠点のどちらの職場も経験できる。この人事交流をすることによって異なった視点での専門性を学ぶ機会になる。
- 基本的な児童相談所の絶対的な職員数の確保というのが大前提にあるし、厚労省で示している人数プラスアルファはいないとだめだと思う。ただ余り多過ぎても対応力というのは一定の経験を積まないと上がっていかないのでバランスは難しい。

1. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（7）

- その自治体において人の体制強化がその部署に必要であるということがあれば、例えば児童相談所の経費を拠点をもっていくとか、拠点の補助金の部分の財源をどこかに充てるとか、そうした検討は可能とは思う。
- 都道府県と市区町村については、運用として一体的にやることまで法律は縛っていないので、分離したほうが良いという考え方もあるし、一体のほうがメリットもあるということ。
- 調査介入ワーカーと支援ワーカーを分ける場合、それぞれで配置基準を定めないと、支援部門は市町村に流れていくので、児童相談所に支援ワーカーがそれほど要らなくなり、調査介入ワーカーの配置基準が上がる。
- 中核市や特別区のように一体型の場合、調査介入ワーカーと支援ワーカーと分けるのであれば、配置基準も分けるということを検討していただきたい。
- 面前DVが児童相談所に入ってくるが、女性相談員は市区町村にいるので、連携が児相と市区町村でミスマッチになっている。この点について、金沢市であればDV合併事例の児童虐待に対して、どういうメリット、デメリットがあるかを教えてほしい。
→警察からの通告は、まず児童虐待通告として対応する。その背景で市の女性相談支援室がかかわっていれば、そこからも連絡が入る。その上で我々は子どもを中心に、女性相談のほうは女性を中心に考える。どの方策がいいかというのは同じ市なので連携が図れることがメリットである。

2. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（8）

（要保護児童通告のあり方について）

- 今度189の電話が児童相談所にうまく流れるようになるというのは、たとえば金沢市の方から連絡があれば県ではなくて金沢市の児相に流れるということである。
- 通告のあり方を考えると、受理と支援とは別に考えなくてはいけない。
- 今回出た共通アセスメントツールは、ケースの支援過程である程度落ちついたとか、安全であるということを確認した上で、県児相から市町村に送致するのには使えると思う。
- 通告のあり方についてはアセスメントツールとは別という気がする。
- トリアージをするセンターを置くのであれば、そこに専門的な訓練を受けた人を置き、その端末から簡単にとれる情報にアクセスできる権限を持っていないと、1本の電話で振り分けるのは難しい。
- 児童記録票や住民基本台帳にアクセスできるとか、端末で処理できる情報量をどれだけ確保できるかというところがトリアージセンターをつくる時には重要である。
- オレゴン州では通告電話を話し中にしておく間に、子どもの所属機関に電話をかけて調査できるところまである程度やって振り分けている。それができるには、トリアージセンターに置くソーシャルワーカーの専門性が極めて重要である。
- 住基や税務情報、親の職業などの情報がとれ、夜間・休日も含めて電話で所属機関を聞けるまでそろえばある程度振り分けは可能だと思う。
- 189は児童相談所が受けている。政令市や中核市の児童相談所であれば住基は入るが、都道府県の児童相談所は住基を直接確認できない。市町村の相談についても一括で見られるわけではない。
- 自分の都道府県の児童相談所の相談歴が仮に見られたとしても、市町村の相談は全く見えない。それぞれの自治体が閉じられた関係になっている中で、トリアージのような形で1カ所の振り分け機関をつくるというのは、今の体制の中では現実性がないと考える。
- トリアージについて、同じようなレベルの緊急度であっても、その振り分けられ先の支援機能・介入機能が市町村でばらばらである。
- 奈良県では189などで児童虐待通告が入ったとき、まず市町村に初期調査をかけ、市町村が基礎自治体のみが把握をしている情報を調査した上でその市町が主担当になって支援ベースでかかわっていくというような流れでスタートしている。

2. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（9）

- 「トリアージした結果、市で対応を」と一方的にしてしまうと、児童相談所と市に無用な敵対関係を生むのではないか。状況をお互いに理解し合った上で、「これは児童相談所に出てきてもらったらかえってややこしい話になってしまい保護者と敵対関係を生む。この家庭は市がずっとかかわっているからこそ支援的な部分を続けているのだ」というメリットが失われるような感じがする。
- 全ての情報を一元管理すればスムーズにいくメリットがある感じがするが、リスク以外の要因を全部排除してしまうとデメリットが増えてくる。受け手側の基礎自治体の対応のレベルがばらばらだったときに、どういうふうな流れで進めていけるのかというのが非常に不安である。
- 横浜市でも一元化について話し合いをしている。都道府県で受けたが、ほかのところが見られないことに関しては、アメリカのプロトコルを読むと、24時間以内にきちんと見られるところにそのことを報告し、報告先がきちんとそれを受理したかどうかを確認するとある。
- 市町村に振り分けても、本当に市町村でできるのかとか、そういうのが全国ばらばらという話し合いがあって、そういうものを振り分けられたら市町村が困るとかという話がある。地域によって、このレベルは市町村におろしていいとか、児相でやるべきかというのはまだ差があるので、それはおのこの自治体で話し合わなければいけない。
- 一元化には賛成である。なぜならば、本当はリスクの高いものが市町村に通告され、市町村レベルでそれがリスクが高いということが判断できず、児相に通告がなく、亡くなってしまおうというケースは全国で起きているからである。
- 一元化の一番のメリットは、通告を受けた人が高いレベルがあって、これはすぐ動かなければいけないとか、このレベルの怪我はまだ大丈夫だとかを判断できるところ。よって、どこに振り分けるかとか、どこが対応するかというのは、全国で市町村と児相が話し合わなければいけないこと。
- 通告する側から言えば、なぜ私たちが通告先を児相か市町村かを決めなければならないのだというのがある。ソーシャルワーカーがしっかりとして、あの地域だったら児相だとか子ども家庭支援センターだとかがわかっていればいいのだが、わからないと困る。年に何ケースかしか通告していないところだったらどうしたらいいの、ということになりかねない。そういうことを通告者に委ねるとのこと自体間違いだろう。

2. 児童相談所の体制強化（中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方）（10）

- オレゴン州で最初にホットライン化したとき、協定書を結んで、州、郡、市町村、病院、警察、検察など関係機関全部で署名をしてプロトコルをつくった。最初は数ページだったが、今は300ページとかある。これは、いろいろなケースを経験していったって、そのプロトコルをどんどん洗練化しているということ。
- 今の最大の問題である、通告者がなぜ2つの機関のどちらかを選ばなければいけないのかということと、重症ケースが市区町村に入ったり、軽症ケースが児童相談所に山ほど行ったりというミスマッチを解決するためには、トリアージをするセンターは、ここまで来たらもう必須だと思う。
- いろいろな問題をどう解決していくかは、横浜市や政令市、金沢市や中核市などの児童相談所のように、2層構造になっていないところでまずやってみて、都道府県と市町村の2層に分かれているところがどうやったらできるのかというのを検討するなど、長いスパンで洗練していかないといけない。
- 現実的には、最初、都道府県か市町村かという議論にならざるを得ないかもしれないが、第三者的なトリアージセンターを置けば、その部分は比較的解消しやすい。今の段階では、トリアージの手法は要る。そこの利用者や住民の側のほうに判断を任せていることは非常に難しい課題を抱えているということ。